

NPO法人 市民と電子自治体ネットワーク

代表理事 諸橋昭夫

NPO法人のご紹介 民間と自治体職員が集まり定期的に勉強会を開催しています。



デジタル手続法案

第1条 目的

この法律は、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則及び情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上等を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

第2条 基本原則

情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則を定めるものとする。

1. デジタルファースト：

個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する

2. ワンスオンリー：

一度提出した情報は、二度提出することを不要とする

3. コネクテッド・ワンストップ：

民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

第3条 定義

第4条 情報システム整備計画

政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画を作成しなければならないものとする。

第5条 情報システムの整備

国の行政機関等は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備しなければならないものとする。

第6条 デジタル申請

手続き等における情報通信技術の利用

第7条 デジタル通知

第8条 デジタル縦覧

第9条 デジタル作成

第10条 適用除外

第11条 添付書面等の省略

他の法令において申請等に際して添付することが規定されている政令で定める書面等について、行政機関等が、政令で定める措置により当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないものとする。

第12条 情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正

情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策その他の情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じるものとする。

第13条 自治体でのデジタルファースト

第14条 民間事業者と行政機関との連携

民間手続における情報通信技術の活用の促進のための環境整備等

手続等密接関連業務を行う民間事業者は、民間手続を情報通信技術を利用する方法により行うとともに、行政機関等との連携を確保するよう努めなければならないものとする。

第15条 民間手続のデジタル化対応

国は、民間取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用を図るために必要な施策を講ずるものとし、当該施策の実施状況を踏まえ、支障がないと認めるときは、民間手続が情報通信技術を利用する方法により行われることが可能となるよう、法制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第16条 国のデジタルファーストの状況公表

第17条 国以外のデジタルファーストの状況公表

第18条 主務省令

第19条 政令への委任